

基礎研 レポート

過去5年間における 税と社会保障の制度改革が 家計に与えた影響

経済研究部 研究員 藪内 哲
(03)3512-1839 yabuuchi@nli-research.co.jp

1—はじめに

デフレ脱却にさしかかった日本経済において、2015年の春闘は日本経済を占う上で注目イベントだ。政府はデフレ脱却の完遂を目指し、政労使会議を通じて増益企業に賃上げを要請している。家計部門の個人消費はGDPの約6割を占める日本経済のメインエンジンである。そして、勤労者世帯における賃金は、個人が消費行動を起こすためのガソリンである。企業も業績改善を背景に、来年度賃上げに踏み切る動きをみせている。

働く人にとって誰もが将来の懐具合は気になるはずだ。ただ、懐具合とは収入の増減によってのみ決まるわけではない。家計の懐具合、すなわち家計の購買力をはかるのは、収入から税や社会保険料を除いた可処分所得である。つまり、賃金動向も重要だが、税や社会保障の動向も踏まえる必要がある。

そこで本稿では、2011年以降の税と社会保障の制度改革が家計に与えた影響を確認する。

具体的には、過去5年間（2011～2015年）に実施された税と社会保障の制度改革によって家計の可処分所得がどのように増減したかを家族構成・年収別に試算する。また、現時点で既に決定している17年4月の消費税率の再引き上げ（8%→10%）など、来年度以降2018年度にかけて実施が予定されている制度改革についても同様に試算に織り込み、2018年時における家計の負担¹についても確認したい。

2—試算の前提

2-1 | 家族構成のケース分けと前提条件

家族構成は単身世帯、片働き²人世帯、共働き4人世帯³の3世帯を想定した。具体的には「①独

¹ 例えば年金保険料は、将来の年金として受け取るための積立金と考えれば単純に家計の負担とは言えない。本稿ではあくまで可処分所得の減少額をその時点における「負担」として、将来に受け取る年金額などは加味していない。

² 夫婦のどちらか一方だけが働いて生計を立てること。

³ 子の人数は（2人）は、国立社会保障人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」の夫婦の完結出生児数（1.96人（2010））を参考にした。夫婦の完結出生児数とは結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦の平均出生子ども数。

身・単身世帯（以下単身世帯）」、「②片働き 4人世帯・子（小学生1人と3歳未満1人）」、「③共働き 4人世帯・子（小学生1人と3歳未満1人）」の3ケースである(図表1)。

試算の具体的な方法は、3つのケースについて世帯年収別に所得税・住民税・社会保険料の支払額と児童手当等の給付額から、家計の可処分所得⁴を算出する。算出した可処分所得をもとに2010年と各年度における家計の可処分所得の増減を比較することで、過去5年間の制度改正が家計に与えた影響についてみる。

(図表1) 家族構成の3つのパターンと前提条件

| | 家族構成 | 収入 | 社会保険(負担分) | 所得税・住民税における所得控除等 |
|------|--------------------------------|-----------------------------------|--|---|
| ケース1 | 独身、単身世帯 | 給与収入のみ (ボーナスは1.5ヵ月分を7月と12月に支給) | <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険(協会けんぽ) ・厚生年金保険 ・雇用保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除 ・基礎控除 ・配偶者控除 ・扶養控除 ・社会保険料控除 ・均等割り(住民税) |
| ケース2 | 片働き、4人世帯、 子(小学生1人、3歳未満1人) | | | |
| ケース3 | 夫婦共働き、4人世帯、 子(小学生1人、3歳未満1人) | | | |

2-2 | 試算に織り込んだ2011～15年に実施された制度改正

試算に織り込んだ制度改正は、所得税、住民税、社会保険料、消費税、そして児童(子ども)手当等の給付措置の5つである(図表2)。

(児童手当)

過去5年間の制度改正による大きな特徴は、民主党政権が2009年8月の総選挙において提示した「子ども手当」である。「旧来の児童手当」から子ども手当に移行し給付額が増額されたが、公約に掲げられていた「所得制限なし、1人月額2万6千円の給付」は、財源問題などで実現できていない。2015年時点において、所得制限が設けられた新たな「児童手当」が措置されている(図表3)。

(所得税・住民税)

所得税と住民税については、年少扶養親族に対する扶養控除廃止の影響が大きい。これは民主党政権時に「控除から手当へ」等の観点から子ども手当の増額に対応して実施されたものである。これにより所得税と住民税は幅広い世帯で増税となった。なお、住民税については、前年の所得に対して納税額が決定される仕組みのため、制度改正の影響を受けるのは所得税の翌年となる。

(社会保険料)

社会保険料は保険料率の小幅な変動はあるが、この5年間で大きな改正は行われていない。家計の可処分所得に影響を与えるものとしては、2004年の政府の年金改革により、勤労者世帯の厚生年金の保険料率が、2006年から2018年まで毎年0.354%⁵ずつ引き上げられている点がある。

⁴ 可処分所得は、給与収入から税額(所得税、住民税)と社会保険料を除き、児童手当を加えることで求められる。

⁵ 厚生年金保険料の負担は労使折半であるため、半分は会社が負担する。つまり、家計は毎年0.177%の引き上げの影響を受けることになる。

(消費税)

14年4月に行われた消費増税(5%→8%)についても織り込んで影響をみている。具体的には、家計の消費支出から非課税品目を除いた支出額に消費税率を乗じることで、消費税率引き上げ分の家計負担増とする。この負担増分を消費税率引き上げによる可処分所得の減少額と見積もり、その他の可処分所得増減要因と合わせて影響をみた。

(図表2) 2011～15年までの制度改正(試算に織り込んだもの)

| 実施時期 | 児童(子ども)手当等の給付措置 | 所得税 | 住民税 | 社会保険料 | 消費税 |
|-------|--|---|---|---|-------------------|
| 2011年 | ■子ども手当法(※1)→子ども手当特別措置法(2011年10月～支給額変更) | ■扶養控除の見直し [2010年度改正]年少扶養親族に対する扶養控除38万円の廃止。 | | ■健康保険(4月:9.34%→9.5%) ■厚生年金(16.058%→16.412%) ■雇用保険料(0.7%→0.6%) | |
| 2012年 | ■(新)児童手当法(※1) (6月:所得制限を導入) | | ■扶養控除の見直し [2010年度改正]年少扶養親族に対する扶養控除33万円の廃止。 | ■健康保険(4月:9.5%→10%) ■厚生年金(16.412%→16.766%) ■雇用保険料(0.6%→0.5%) | |
| 2013年 | | ■給与所得控除上限の導入 [2011年度改正](給与収入1500万円を超える場合に上限(245万円)を設定) ■復興特別税の導入 [2012年度改正](現在の所得税額に2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として設ける) | | ■厚生年金(16.766%→17.12%) | |
| 2014年 | ■子育て世帯臨時特例給付金(単年度) 対象児童1人につき10,000円 | | ■給与所得控除上限の導入 [2011年度改正]給与収入1500万円を超える場合に上限(245万円)を設定 ■復興特別税の導入 [2012年度改正]現在の所得税額に2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として設ける | ■厚生年金(17.12%→17.74%) | ■消費税率を5%から8%に引き上げ |
| 2015年 | ■子育て臨時給付金(単年度) 対象児童1人につき3,000円 | ■最高税率の見直し [2013年度改正]課税所得4000万円超について45%の上限を設定 | | ■厚生年金(17.74%→17.828%) | |

(※1) 子ども手当・児童手当の変遷は(図表3)を参照。(注)健康保険料率、厚生年金保険料率は労使折半前の料率を表記(試算時調整)、雇用保険料率は労働者負担分のみ表記。本試算では世帯主を35歳としているため、介護保険料は対象外。

(図表3) 児童手当・子ども手当制度の変遷

| | (旧)児童手当法 | 子ども手当法 | 子ども手当特別措置法 | (新)児童手当法 |
|------|--|-------------------------|--|---|
| 対象期間 | ～2009年度 | 2010年4月～2011年9月 | 2011年10月～2012年3月 | 2012年4月～ |
| 給付内容 | 【0～3歳未満】 月額10,000円 【3歳～小学校修了】 第1子・第2子月額5,000円 第3子以降 月額10,000円 【中学生】 (支給せず) | 【0歳～中学性】 一律 月額13000円 | 【0～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学校修了】 1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円 | |
| 所得制限 | 制限あり 被用者: 年収860万円 (専業主婦、児童二人世帯) ※扶養親族数により差がある | 制限なし | | 制限あり (2014年6月～) 年収960万円 (専業主婦、児童二人世帯) ※扶養親族数により差がある |

(資料)厚生労働省

3—過去5年間（11～15年度）における制度改正の影響（家族構成別・年収別試算）

3-1 | 家族構成別・年収500万円基本モデル（対2010年比の家計の可処分所得増減）

まず、年収500万円⁶を基本モデルとして、ケース①～③で可処分所得が暦年でどのように変化したかを要因別に確認することで、制度改正が家計に与える影響の概要をみていきたい(図表4～6)。

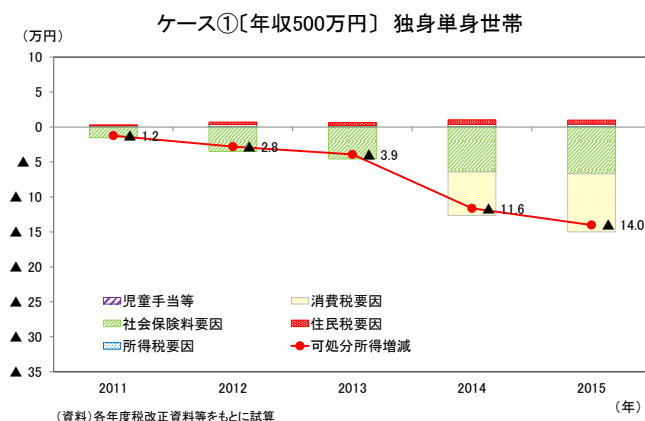
ケース①年収500万円・単身世帯 ～可処分所得は、対10年比で14万円減少～

ケース①における可処分所得の減少要因は、消費税と社会保険料要因である。

消費税率は2014年4月に8%に引き上げられたことにより、消費支出から家計の負担を求めると約8.3万円増となった。社会保険料はこの5年間で健康保険料率が9.34%から10%に引き上げられ、厚生年金保険料率が16.058%から17.828%に引き上げられるなど、毎年負担が増加している。毎年の負担増は1～2万円程度であるが、5年後の2015年でみると家計への負担増は約6.7万円となる。

可処分所得の増加要因は、所得税要因と住民税要因である。当然ではあるが、これは社会保険料の支払が増加することに伴い、その増加分が所得税と住民税の課税所得減少として働くためである。その結果、2015年時を対10年比でみると所得税要因で0.4万円、住民税要因で0.6万円程度可処分所得の増加に寄与している。結果、2015年のケース①の可処分所得は、対10年比で14万円減少となる。

(図表4)各年における2010年との比較



ケース②年収500万円・片働き4人世帯・子（小学生1人、3歳未満1人）

ケース③年収500万円・共働き4人世帯・子（小学生1人、3歳未満1人）

～②、③ともに可処分所得は、対10年比約19万円減少～

まず、ケース②、③の相違は片働きか共働きかという点である。ケース②、③の可処分所得への影響は(図表5、6)のとおりであり、2011年から15年にかけてほぼ同様に变化したことがわかる。また、本試算におけるケース③の共働き世帯の世帯年収は、夫年収250万円と妻年収250万円と想定した。

可処分所得の減少要因は、消費税と社会保険料に加えて、所得税と住民税要因がある。子育て世帯において所得税と住民税要因で可処分所得が減少するのは、2011年に16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたからである。2010年まで、対象一人につき所得税は38万円、住民税は2011年

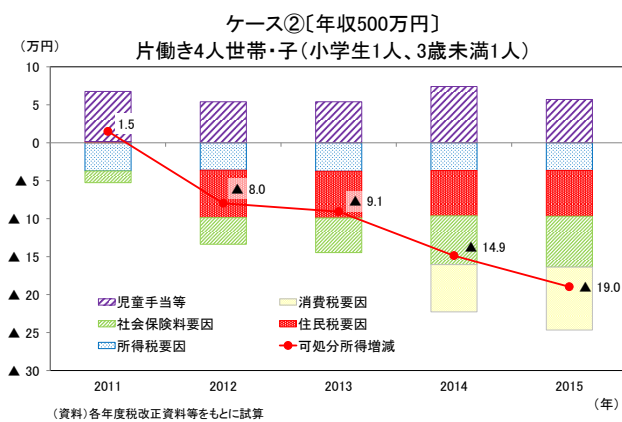
⁶ モデル世帯年収は、国税庁「平成25年(2013年)分民間給与実態統計調査結果で民間給与所得者の正規社員の男女平均年収が473万円を参考にした。

まで 33 万円を課税所得から控除できた。廃止により所得税は 3.7 万円、住民税は 6.4 万円の負担増となっている。所得税額が住民税額より負担が大きいのは、本ケースにおける課税所得に乗じる所得税率が 5% で住民税率が 10%⁷ となるからである。

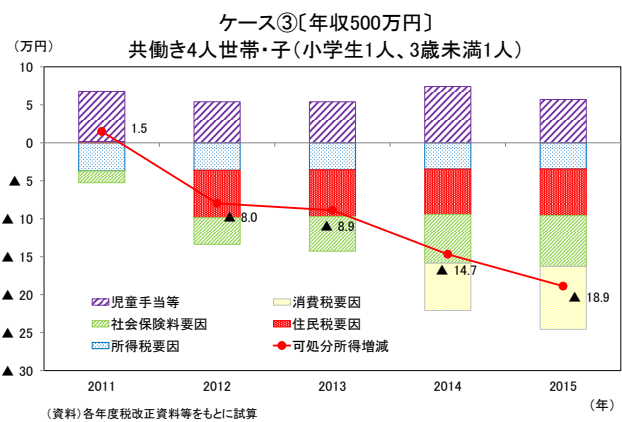
可処分所得の増加要因は、児童手当等の給付措置である。2010 年 4 月、児童手当は子ども手当に移行したことで給付額が増額された。制度移行に伴う受給タイミングの切り替え時となる 2011 年は、2010 年に比べ 6.6 万円の可処分所得が増加している。他の給付措置として、2014 年に対象児童 1 人につき 1 万円、15 年に 3 千円の子育て世帯臨時特例給付金が給付されている。

2015 年のケース②と③の可処分所得は、対 10 年比でみると約 19 万円減少となり、子育て世帯の負担増は単身世帯より大きいものとなっている。

(図表 5) 各年における 2010 年との比較



(図表 6) 各年における 2010 年との比較



3-2 | 家族構成・年収別試算 (2015 時における対 2010 年比の可処分所得増減)

2015 年時における対 2010 年比家計の可処分所得増減額をケース①～③で世帯年収別に比較した(図表 7)。ケース別に増減要因を示したものが(図表 8～10)である。前節のモデルケース及びこれら世帯年収別の比較から、制度改正による影響を概観すると大きく以下の 3 点の特徴を挙げることができる。

i. 単身世帯の負担増が最も少ない

ケース①～③における共通した特徴は、すべての世帯において可処分所得が減少しており、年収が高くなればなるほど、負担額も増加している点である(図表 7)。(一部ケース②の年収 900 万円ケースに例外あり)⁸⁾ただし 2011 年の所得税と住民税における年少扶養親族に対する扶養控除廃止の影響は、対象児童を持たないケース①には及ばないため、ケース②と③のように可処分所得減少要因は存在しない。つまり、過去 5 年間の税制改正における単身世帯の可処分所得減少は、子育て世帯に比べれば相対的に影響が軽微となる(図表 7,8)。

⁷ 住民税は 2006 年度まで 3 段階の超過累進税率(課税所得 200 万円以下 5%、同 700 万円以下 10%、同 700 万円超 13%)であったが、2006 年度税制改定により、国から地方への税源移譲の名目で超過累進税率が廃止され 07 年度から一律 10% になっている。

⁸ 年収 900 万円が例外となるのは、旧児童手当の所得制限が年収 860 万円程度、新児童手当の所得制限が年収 960 万円程度と異なるため。

ii. 児童（子ども）手当増額による家計への恩恵は限定的

制度改正により児童（子ども）手当が増額された一方で、年少扶養控除が廃止されていることから、支給対象児童がいる子育て世帯の可処分所得の増減を確認する必要がある。本試算におけるモデルケース②と③で、(旧)児童手当から(新)児童手当に移行したことによる給付増額分と年少扶養控除廃止による所得税と住民税の減少額を比較すると、②は下位層から年収 500 万円まで、そして年収 900 万円、③は下位層から年収 900 万円までは、給付増額分が年少扶養控除減少による減少額を上回った。一方、②の 600 万円以上(900 万円除く)と③の 1000 万円以上の層は、児童手当の給付増額分が年少扶養控除減少による減少額を下回っている。つまり、児童手当増額と年少扶養控除廃止の 2 つの制度改正のみに焦点を当てた場合、低所得の子育て世帯は可処分所得が増加したが、中高所得層で可処分所得が減少している。

もっとも、児童手当は給付対象となる児童が多ければ世帯への給付総額も増加することから、本試算では対象としていない⁹児童手当の対象児童が多い世帯は、給付額が年少扶養控除廃止による負担分を上回るケースが増える。しかし、我が国における夫婦の平均出生率は平均約 1.96 人であることから、中高所得層では多くの子育て世帯で可処分所得が減少していることが示唆された。

iii. 年収 600 万円以上の共働き世帯は片働き世帯より負担増が少ない

ケース②(片働き)と③(共働き)における可処分所得の減少額を比較すると、年収 500 万円では②、③ともに約 19 万円と同程度だが、1,000 万円では②が 52 万円、③が 35.2 万円、1,500 万円では②で 66.2 万円、③が 51.6 万円となる。年収 500 万円超では②の可処分所得の減少額は、③より大きいことがわかる(図表 9,10)。

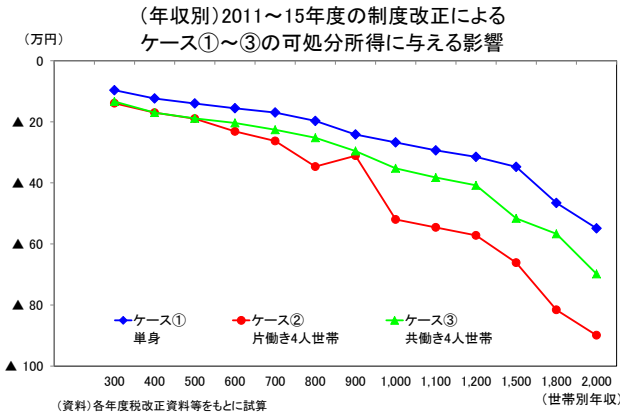
この理由は 2 点ある。1 点目は、所得税を求める際の課税所得に乗じる所得税率が超過累進課税となっていることだ。本試算では、年収 500 万円超における課税所得が比較的大きい片働き世帯が、扶養控除廃止の影響を共働き世帯より大きく受けることになった。他にも所得税・住民税における基礎控除については、夫婦それぞれの年収に適用できるため、同世帯年収で比較すると、共働き世帯の課税所得は片働き世帯より少なくなる。

2 点目は、児童手当の所得制限である。児童手当の所得制限は、夫婦どちらかの年収が所得制限を超えない限り適用されない。例えば、児童手当の所得制限は、年収 1,000 万円の片働き世帯では対象となるが、夫婦それぞれの年収が 500 万円でも世帯年収が 1,000 万円となる場合、所得制限の対象世帯とならない。ケース②と③の児童手当要因を比較すると、②は年収 900 万円までしか可処分所得の増加要因となっていないのに対し、③は年収 1,800 万円まで児童手当要因が増加要因となっている。

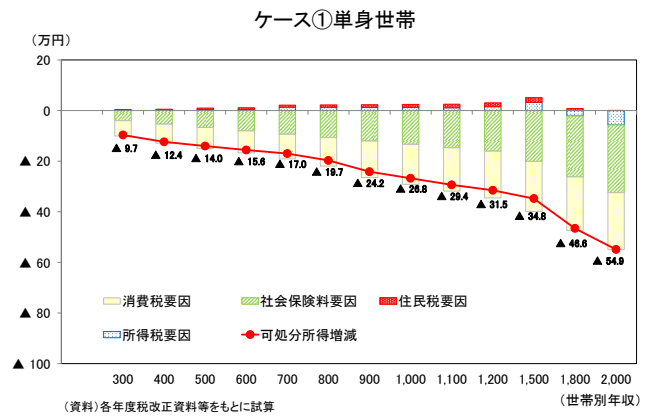
以上の要因などから、本試算において年収別に比較すると、共働き世帯は年収 600 万円以上で片働き世帯よりも可処分所得の減少が少ない。

⁹ 本試算では対象児童 2 人(小学生 1 人、3 歳未満 1 人)で給付額を比較している点に留意が必要。子ども(児童)手当の支給額は対象児童 1 人 1 人に支給されるため、対象児童が多い世帯は支給総額も増加する。また、対象児童の年齢によっても支給額が異なる。例えば子 2 人(3 歳未満が 2 人)の場合と子 2 人(小学生 1 人、3 歳未満 1 人)によっても支給額が変わってくる。詳細は(図表 3)を参照。また、本稿では高校無償化制度の家計に与える影響については試算の前提から対象外としている。

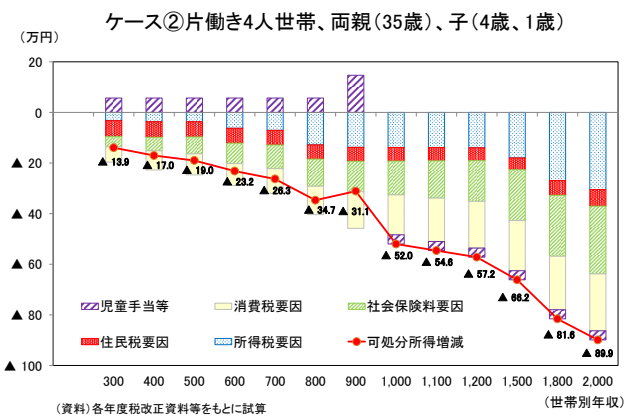
(図表 7) ケース①～③の比較



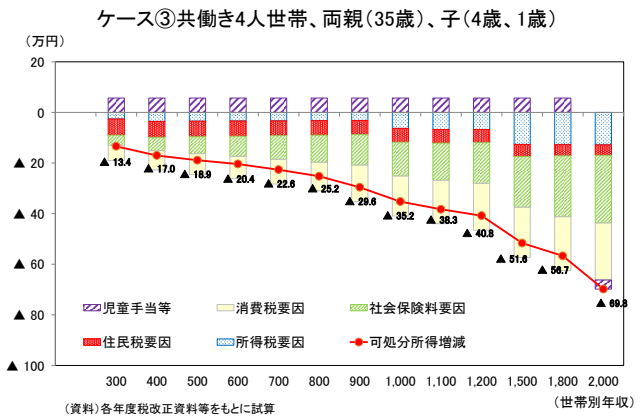
(図表 8) 2015 年における 2010 年との比較



(図表 9) 2015 年における 2010 年との比較



(図表 10) 2015 年における 2010 年との比較



4—2018 年度までの影響試算

4-1 | 来年度以降に実施が予定されている制度改正とその影響

～高所得層を中心にさらに可処分所得が減少～

来年度以降、既に実施が予定されており、家計の可処分所得に影響を与える制度改正がある。(図表 11) その中で大きな影響を与える主なものは消費税、所得税、そして住民税であろう。消費税率は 17 年 4 月に 8%から 10%に引き上げられ、所得税と住民税は年収 1000 万円超の個人の給与所得控除が縮小される。また、本試算では対象としていないが、2015 年度から課税所得 4000 万円超にかかる所得税率が 40%から 45%に引き上げられる。2017 年 4 月、消費税率引き上げにより全世界帯の負担増と年収 1,000 万円超の高所得層に所得税と住民税の負担増が見込まれている。

(図表 11) 既に決定されている来年度以降 2018 年度までの制度改正(試算に織り込んだもの)

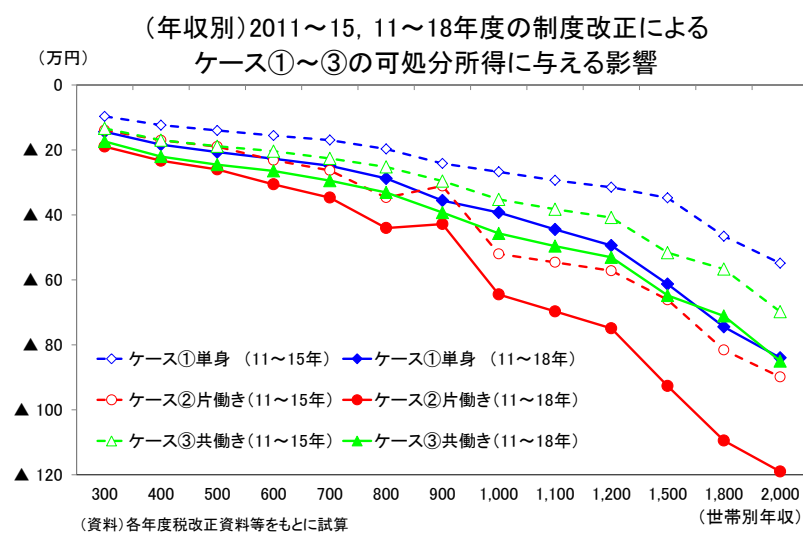
| 実施時期 | 児童(子ども)手当等の給付措置 | 所得税 | 住民税 | 社会保険料 | 消費税 |
|-------|-----------------|---|---|----------------------------|------------------------|
| 2016年 | | ■高所得層の給与所得控除の見直し 〔2014年度改正〕控除上限額適用が 1,500万円(控除額245万円)から 1,200万円(控除額230万円)に引き下げ | | ■厚生年金(17.828%→ 18.182%) | |
| 2017年 | | ■高所得層の給与所得控除の見直し 〔2014年度改正〕控除上限額適用が 1,200万円(控除額230万円)から 1,000万円(控除額220万円)に引き下げ | ■高所得層の給与所得控除の見直し 〔2014年度改正〕控除上限額適用が 1,500万円(控除額245万円)から 1,200万円(控除額230万円)に引き下げ | ■厚生年金(18.182%→18.3%) | ■消費税率を8%から 10%に引き上げ |
| 2018年 | | | ■高所得層の給与所得控除の見直し 〔2014年度改正〕控除上限額適用が 1,200万円(控除額230万円)から 1,000万円(控除額220万円)に引き下げ | | |

そこで来年度以降に実施が予定されている制度改正が家計に与える影響についても同様に試算を行った。(図表 12)は、2011～15 年度の制度改正ならびに 2011～18 年度の制度改正により可処分所得の増減をケース別に示したものである。つまり、それぞれのケースについて 2011～15 年度改正と 11～18 年度改正の差が 2016～18 年度制度改正による追加負担分となる。

2016～18 年にかけて 17 年 4 月の消費税率 2% 分の引き上げを主因として、ケース①～③ともに年収 500 万円では約 6～7 万円程度、年収 1,000 円では約 10～12 万円が負担増となる。さらに高所得層は、給与所得控除が縮小されるため、年収 1,000 万円超のケース①と②(単身世帯および片働き世帯)の高所得層(本試算では年収 1,100 万円の収入階層以上)はさらに負担が大きくなる。ケース①と②は年収 1,100 万円で約 15 万円、年収 1,500 万円で約 26 万円の負担増となる。一方、共働き世帯は年収 1,100 万円で 11.4 万円、年収 1,500 万円で 13.2 万円の増加と、単身世帯と片働き世帯よりも追加負担は軽い。2018 年時における可処分所得の減少額は、単身世帯と共働き世帯がほぼ同程度で片働き世帯の負担増が大きい。

また、現在の児童手当は所得制限が設けられているが、所得制限の対象となっている世帯にも特例給付として対象児童 1 人につき月額 5,000 円が支給されている。今後、特例給付が廃止となれば、対象世帯は対象児童 1 人当たり年間 6 万円のさらなる負担増が発生することになる。

(図表 12)



4-2 | 2018 年時における年収に対する税・社会保険料の負担割合

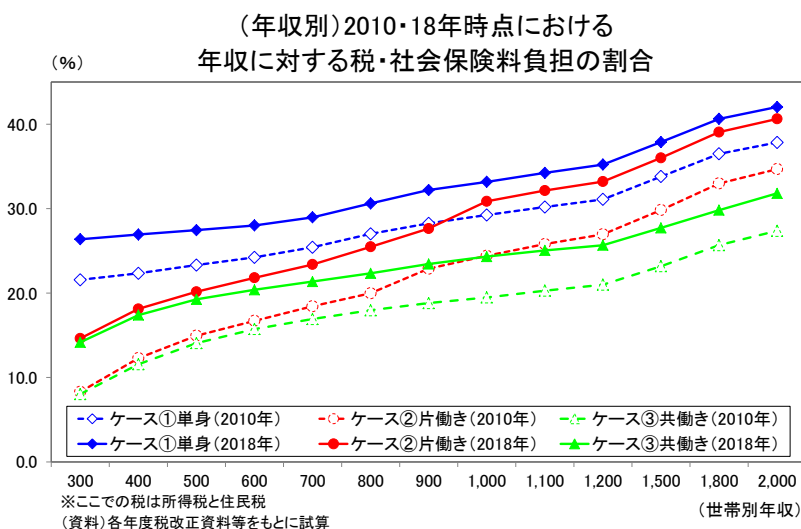
～負担率は世帯年収にかかわらず 2010 年からほぼ同程度上昇～

ここでは 2018 年時における年収に対する税・社会保険料負担割合を、2010 年時と比較することで 2011～18 年度の制度改正によりケース①(単身)、ケース②(片働き)、ケース③(共働き)の世帯間の負担率の水準を確認する(図表 13)。3 つのケースについて、2010 年と 2018 年時を比べると、負担率はそれぞれのケース内で世帯年収にかかわらず 2010 年からほぼ同程度¹⁰上昇している(つまりグラフの折れ線がほぼ平行に上方シフトしている)。ケースごとの負担率の上昇は、平均すると①(単身)は約 4.1%、ケース②(片働き)は約 5.8%、ケース③(共働き)帯は約 4.8%となる。

¹⁰ 平均から 1%以上誤差がある世帯はない。

ケース別に確認すると、2018年時点において最も高い負担率となるのはケース①である。①は過去5年間の制度改正による可処分所得の減少が最も少ない点を先述したが、2010年時点で既に最も負担率が高かったことで合点がいく。ケース②は上方シフトが最も大きく、年収1,000万円以上の層については、①の負担率と同程度まで上昇している。年収1,000万円を超えると単身世帯と片働き子育て世帯の負担はほとんど変わらない水準まで近づいている。もともと、900万円層より世帯年収が少ない②は、世帯年収が少なくなるにつれて負担は和らいでおり、負担率で見れば単身世帯と子の養育費がかかる子育て世帯でバランスがとられているといえよう。

(図表 13)



5—おわりに

本稿では過去5年の制度改正と来年度以降に実施を予定されている制度改正が家計に与える影響について試算した。本試算においては、制度改正による家計負担が全世帯年収層で増加していることが確認できた。児童(子ども)手当の増額と年少扶養控除の廃止の一連の改正は、低所得層の子育て世帯の負担が軽減する一方、多くの中高所得子育て世帯には負担が増していることが示唆された。さらに高所得層は、給与所得控除の縮小や児童手当の所得制限などから額面上の可処分所得減少額は大きくなった。しかし、児童手当等の給付措置を考慮した年収に対する税と社会保険料の負担率で見れば、低所得層の負担率上昇と同程度であった。

また、同年収であっても単身、片働き、共働きの家族構成により税と社会保障の負担割合に差があり、本試算では単身世帯と共働き世帯で約10%の差異が生じている。税制調査会では2015年度以降の中長期的な課題として、人的控除を含めた所得税の全体の在り方を議論するとされている。とりわけ、世帯課税¹¹の導入と配偶者控除の廃止に注目が集まる。これらの改正を本試算上の延長線で考えると、配偶者控除の廃止は、課税所得が増加するケース②で負担が増すことになる。世帯課税の導入は、同世帯年収・人数下で差異があるケース②と③の負担率の差を縮小(または同じ)することになる¹²。制度改正は政策そのものであり、家計に与える影響を踏まえた慎重な議論が望まれる。

¹¹ 所得税の課税対象を、個人ではなく1世帯全体を単位として課税する仕組みのこと。税額算定は、世帯の所得を合算した総収入額を世帯の人数で割って1人当たりの所得額を計算し、その所得額に税率をかけるなどして1人当たりの課税額を出す。その税額に世帯人数をかけた額が、支払うべき税金となる。

¹² 制度設計の内容によって、結果は異なる可能性がある。